

令和4年10月10日

「成年後見人の実務と出来ること、出来ないことへの対応について」

司法書士 湯浅美紀

1 はじめに

「成年後見人は、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年被後見人の意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない。」(民法858条)

2 「出来ることと出来ないこと」

成年後見人は、ご本人の利益を最優先する制度

成年後見人は「家族」ではない

- (1) 身上保護について
- (2) 財産管理について
- (3) 死後事務について

3 報酬について

- (1) 申立費用
- (2) 成年後見人等の報酬